

社会福祉法人 博仁会

指定介護老人福祉施設和楽ホーム運営規程

（目的）

- 第1条 この規程は、社会福祉法人博仁会（以下「本会」という。）が設置経営する従来型指定介護老人福祉施設「和楽ホーム」（以下「施設」という。）の適正な運営と、施設が行う指定介護福祉施設サービスの適正な提供を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の介護職員等従業者（以下「介護職員等」という。）が、入居者の意思及び人格を尊重した施設サービスを提供することにより、当該入居者の生活の安定および充実を図ることを目的とする。
- 2 この規程は、介護保険法（（平成9年法律第123号。以下「法」という。）並びに同法に基づく東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）・同条例施行規則（平成24年東京都規則第45号）・同条例施行要領（平成24年24福保高施第1468号）（以下「条例等」という。）に定めるところによる。

（運営方針）

- 第2条 施設の介護職員等は、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行うものとする。
- 2 施設は、生活施設としての明るく家庭的な雰囲気を旨とし、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村並びに、地域の保健・医療・福祉サービスの提供事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、介護職員等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次の通りとする。
- （1）名 称 介護老人福祉施設 和楽ホーム
 - （2）所在地 東京都青梅市富岡一丁目318番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

- 第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は法及び条例等に基づき次の通りとする。
- （1）施設長 1名以上（ユニット型兼務）

施設長は、本会理事長の命を受け、施設の管理者として、施設の介護職員等の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名以上 (ユニット型兼務)

医師は、施設長の命を受け、入居者の診察、健康管理、及び保健衛生指導に従事する。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、施設長の命を受け、入居者の生活相談、介護職員等に対する技術指導、サービス提供の監督を行う。

(4) 介護職員 27名以上

介護職員は、施設長の命を受け、入居者の介助、介護を行う。

(5) 看護職員 3名以上

看護職員は、施設長の命を受け、医師による入居者の診療の補助、医師の指示に基づく入居者の看護、健康管理、並びに施設内の衛生管理を行う。

(6) 管理栄養士又は栄養士 1名以上 (ユニット型兼務)

管理栄養士又は栄養士は、施設長の命を受け、他職種職員と共同して栄養ケア計画を作成し、それに基づき栄養ケア・マネジメントを行うと共に、献立作成、調理指導等の給食業務及び食品衛生管理を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、施設長の命を受け、入居者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設長の命を受け、入居者の日常生活全般を支援するための「施設サービス計画書」の作成並びに当該計画の実施状況の把握を行う。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は、90名とする。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

(利用契約)

第6条 施設は指定介護老人福祉施設サービスの提供に際し、あらかじめ、入居者又はその家族等に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、その同意を得た上で、入居者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

(指定介護福祉施設サービスの内容)

第7条 施設の指定介護老人福祉施設サービスは、第7条に規定する入居者個々に作成した施設サービス計画に基づいて、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等入居者の心身の状況を踏まえて、次に掲げる妥当適切な援助並びにサービスの提供を行うものとする。

(1) 身体の介護に関すること

ア. 食事の提供および援助

食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものを、適切な時間に行う。提供に際しては、自立支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で行うように務めるものとする。

イ. 入浴の援助

入浴は1週間に2回以上、適切な方法により行う。医師の判断等により入浴が適当でない場合は清拭を行う。

ウ. 排泄の援助

入居者の心身の状態に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

エ. おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつ交換

オ. 離床、着替え、整容その他の日常生活上の援助

(2) 機能訓練に関すること

入居者の心身の状態に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(3) 健康管理に関すること

常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて、医師又は看護婦はその健康保持のために適切な措置を行う。

(4) 教養娯楽・レクリエーションに関すること

教養娯楽設備等を設置し、適宜レクリエーション行事を行う。

(5) 相談、助言、その他の援助に関すること

ア. 生活、身上、介護に関する相談、助言

イ. 入居者又はその家族の同意に基づく日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きの代行

ウ. その他必要な相談、助言等

(6) 栄養管理

入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(7) 口腔衛生の管理

入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

- 2 第1項に規定する各種施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(施設サービス計画の作成)

第8条 介護支援専門員は、施設長の命により、入居者の施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、当該入居者及びその家族に面接を行い、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課

題を把握するものとする。

- 3 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握に基づき、他の介護職員等と協議の上施設サービス計画の原案を作成し、これを入居者及びその家族に対し説明し、同意を得るものとする。
- 4 介護支援専門員は、施設宅サービス計画作成後においても、他の介護職員等と共に施設サービス計画の実施状況を継続的に把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(利用料等及び支払の方法)

- 第9条 指定介護老人施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額とする。
- 2 前項に定める利用料の他、次の各号の費用の額を入居者から徴収する。なお、居住費及び食費については、介護保険特定負担限度額の認定を受けている入居者の場合は、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。
 - (1) 居住費 従来型個室 1, 231円
多床室 915円
 - (2) 食費 1, 445円
 - (3) 間食費 80円
 - (4) 特別な食事の提供に係る費用
 - (5) 理美容代
 - (6) その他日常生活等に要する費用
 - 3 法定代理受領サービスに該当しない指定老人福祉施設サービスを提供した際には、その実費を徴収する。この際、そのサービスの内容、及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。
 - 4 前三項に規定の利用料および費用（以下「利用料等」という。）の額に係るサービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して費用等についての説明を行い、同意を得なければならない。なお、やむを得ない事情等により第2項の内容及び費用に変更がある場合には、予め入居者又はその家族に対し説明を行い、文書による同意を得ることとする。
 - 5 入居者は、毎月の利用料等の額を施設の定める期日までに、現金または銀行口座振込、口座自動振替のいずれかの方法により納付するものとする。

(要介護認定に係る援助)

- 第10条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
 - 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第11条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める職員の間で協議し、定期的に検討するものとする。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及びその家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第12条 入居者は施設入居者相互の親和に務め、施設長、生活相談員、介護職員、医師、看護職員等の助言、援助に基づき、自立にむけた生活の保持に留意しなければならない。
- 2 入居者は、集団という生活の場、共同による活動が持つ自立支援の可能性などの施設の特性に基づく生活のリズムを尊重し、外出、面会、その他の施設管理に関わる行為については、別に定める重要事項説明書を遵守しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 介護職員等は、入居者の心身の状況等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師または協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。
- 2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行います。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第14条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が

報告され、その分析を通じた改善策を介護職員等に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 施設において、天災その他の非常災害が発生した場合、介護職員等は必要により入居者の避難等の措置を緊急に講じる他、ホーム長に連絡の上その指示に従うものとする。

- 2 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第16条 施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員等に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 介護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 3 施設は、サービス提供中に当該施設介護職員等又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し

て行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施する。

(衛生管理及び介護職員等の健康管理等)

第18条 施設は、入居者の飲用に供する水及びその使用する用品並びに設備を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

2 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行い、食事の提供に使用する食器等の消毒を適正に行うものとする。

3 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じ、介護職員等に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

4 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、介護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持等)

第20条 介護職員等は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

2 施設は、介護職員等が従業者でなくなった後においても前項の秘密の保持に関する規定を徹底させるものとする。

（苦情処理）

- 第 2 1 条 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため受付窓口を設置し、速やかに必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

（地域との連携等）

- 第 2 2 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 施設はその運営に当たっては提供した指定サービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（協力医療機関等）

- 第 2 3 条 施設は、入居者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築するものとする。
- （1）入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- （2）当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- （3）入居者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協

定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

- 5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（記録の整備）

第24条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入居者に対する指定サービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

（掲示）

第25条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

- 2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

（損害賠償）

第26条 施設は、入居者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第27条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年2回

- 2 施設は、ケース記録、入居者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より一部改正する。

この規程は、平成19年10月28日より一部改正する。

この規程は、平成26年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成27年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成27年8月1日より一部改正する。

この規程は、令和元年10月1日より一部改正する。

この規定は、令和３年４月１日より一部改正する。

この規定は、令和３年８月１日より一部改正する。

この規定は、令和６年８月１日より一部改正する。

この規定は、令和７年１月１日より一部改正する。